

令和3年9月9日

各県立学校長 様

高校教育課長
特別支援教育課長
保健体育課長

三重県緊急事態措置の延長に伴う県立学校の対応について（通知）

8月中旬以降爆発的に増加した新規感染者数は、9月以降、減少傾向となっているものの、依然として多数の感染者が発生し、医療提供体制への負荷がかつていないものとなっております。このような状況をうけ、「三重県緊急事態措置」の期間が延長されることとなりました。

県立学校においては、8月25日付け「三重県緊急事態措置に伴う県立学校の対応について（通知）」を踏まえ、在宅学習等を実施するなど、児童生徒の接触機会をできる限りなくすなどの対応により、新規感染者数は減少傾向となっておりますが、依然として予断を許さない状況は続いています。今般の緊急事態措置の延長を受け、9月13日から30日までの対応については、以下のとおりとします。前回通知からの変更点には下線を付しています。

引き続き家庭とも連携して、マスクの着用や手洗いの励行などの基本的な感染症対策や毎日の検温などの健康管理を徹底するとともに、児童生徒が普段の生活において自ら感染症対策を意識し、不要不急の外出を控えるなど、適切に行動するよう指導してください。

記

（1）教育活動

- ① オンライン学習やプリント課題等による在宅学習とする。
- ② 9月実施予定の定期考査については、延期やレポート課題、オンラインテストなどによる評価を検討する。対面での実施が必要な場合、分散登校や時差登校など密にならないようにし、最大限の感染症対策を講じて実施できることとする。
- ③ 最終学年（年次）の生徒の進路にかかる指導などで、対面による教育活動が必要な場合には、分散登校や時差登校などで実施できることとする。
- ④ 就職指導、進学指導、資格取得に必要な実習、児童生徒の心のケアなど、対面での指導が不可欠な場合は、最大限の感染症対策を講じたうえで、個別に対応する。
- ⑤ 特別支援学校高等部最終学年での進路決定に係る実習については、実習先の意向を十分に踏まえたうえで、可能な限り延期する。延期が難しい場合は、生徒、保護者に対して丁寧に説明し理解を得たうえで実施できることとする。
- ⑥ 登校する場合、高等学校は昼食をはさまない半日以内とし、特別支援学校は学校や児童生徒の状況に応じて昼食をはさむことも可能とする。

（2）学校行事

修学旅行、遠足、運動会、体育祭、文化祭は延期とする。

（3）部活動

部活動は原則中止とする。上位大会の日程の都合上や競技の特性上、延期できない公式大会に出場する学校（団体及び個人）に限り、大会開催日の2週間前から、オンライン学習等の終了後、自校内において部活動ができるものとする。活動日は平日のみ週3日以内とし、活動時間は90分以内とする。

実施にあたっては、以下の点を徹底すること。

- ・ 部活動に参加する生徒は、大会に出場する登録選手など、最小限の生徒に限る。
- ・ 部活動の参加にあたっては、必要最小限の活動であることや、感染防止対策について、生徒や保護者に十分説明し、同意を得たうえで、自主的な参加とする。
- ・ 少しでも体調に違和感がある場合や、同居の家族に発熱等風邪症状がみられる場合は参加を控える。
- ・ 登校後、顧問は参加する生徒の検温、体調チェックを行う。
- ・ 運動時を除き、原則マスクを着用する。
- ・ 部室、更衣室等の共用エリアを使用する場合には、一斉に利用することは避け、短時間の利用とし、会話を控える。
- ・ 大きな発声、激しい呼気を伴う活動などについては、身体的距離の確保など、特に徹底する。
- ・ 登下校時には、不要な寄り道をしない。
- ・ その他、令和3年3月29日付け「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」の「10 部活動」を特に徹底のうえ実施する。

（4）児童生徒一人ひとりに寄り添った対応

- ① 特別支援学校において、自宅等で一人で過ごせない児童生徒の居場所の確保については、十分に留意して対応する。
- ② 在宅学習の期間が長くなることから、登校できないことによる子どもたちの不安を解消できるよう、必要に応じて個別面談やカウンセリングなどの対応をきめ細やかにを行う。

事務担当

| | | | |
|---------|---------|-------|------------------|
| 高校教育課 | 課長補佐兼班長 | 西川 俊朗 | TEL：059-224-3002 |
| 特別支援教育課 | 課長補佐兼班長 | 加藤 謙司 | TEL：059-224-2961 |
| 保健体育課 | 課長補佐兼班長 | 横山 勝規 | TEL：059-224-2973 |